

京都府介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、介護サービス事業所及び介護保険施設（以下「介護事業所等」という。）が物価上昇の影響や大規模災害の発生時においても、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所等における訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費や、災害発生時に必要な設備・備品等の購入に要する費用について、令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和8年3月27日付け老発0327第2号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、京都府又は京都府内の市町村の指定を受けている、国実施要綱の3に規定する介護事業所等を運営する者とする。

(交付対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、介護事業所等が介護サービスを円滑に継続できるよう、訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費や災害発生時に必要な設備・備品等の購入に要する費用とし、補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税を除く。）及び補助金の額の上限は、国実施要綱の3のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付事業の変更等の承認)

第5条 規則第9条の規定により知事の承認を受けなければならない変更の申請は、別記第2号様式によるものとする。

2 知事は、必要に応じ、前項の承認に条件を付することができる。

(業務の中止又は廃止等)

第6条 補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）を中止し、又は廃止する場合は、知事が別に定める様式を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、交付決定事業が申請時に予定していた期間内に完了する見込みがなくなった場合又は交付決定事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、交付決定事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(地位の承継)

第9条 補助事業者の地位は、合併又は分割その他特別の理由がある場合に限り、承継することができる。

2 前項の規定により補助事業者の地位を承継しようとする者は、その事実を証する書面を添えて、知事が別に定める申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(書類の整備)

第10条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月10日から施行する。